

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、シティユーワ法律事務所（以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

生成系人工知能サービス管理暫定弁法

(国家インターネット情報弁公室・中華人民共和国国家発展及び改革委員会・中華人民共和国教育部・中華人民共和国科学技術部・中華人民共和国工業及び情報化部・中華人民共和国公安部・国家ラジオテレビ総局令第15号として2023年7月10日発布、同年8月15日施行)

第1章 総則

第1条 生成系人工知能の健全な発展及び規範的な応用を促進し、国家の安全及び社会公共の利益を守り、公民、法人及びその他の組織の適法な権益を保護するため、「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」、「中華人民共和国データ安全法」、「中華人民共和国個人情報保護法」、「中華人民共和国科学技術進歩法」等の法律・行政法規に基づき、本弁法を制定する。

第2条 生成系人工知能技術を利用し、中華人民共和国国内の公衆に対して、テキスト、画像、音声、動画等のコンテンツ生成のサービス（以下「生成系人工知能サービス」という。）を提供する場合に、本弁法を適用する。

生成系人工知能サービスを利用した報道出版、映像制作、文芸創作等の活動への従事について国に別段の定めがある場合には、当該定めに従う。

業種組織、企業、教育及び科学研究機構、公共文化機構、関係専門機構等が生成系人工知能技術を研究開発又は応用する場合において、国内の公衆に生成系人工知能サービスを提供しないときは、本弁法の規定を適用しない。

第3条 国は、発展と安全の両立、イノベーション促進と法によるガバナンスとの組合せという原則を堅持し、有効な措置を講じて、生成系人工知能のイノベーション発展を奨励し、生成系人工知能サービスに対して、寛容かつ慎重な、及び分類別・等級別の監督管理を実行する。

第4条 生成系人工知能サービスを提供及び使用する場合には、法律・行政法規を遵守し、社会公德及び倫理道徳を尊重し、次の各号に掲げる規定を遵守しなければならない。

(一) 社会主義核心的価値観を堅持するものとし、国家政権の転覆・社会主義制度の打倒を扇動するもの、国家の安全及び利益に危害を及ぼし、国家のイメージを損なうもの、国家の分裂・国家の統一及び社会の安定の破壊を扇動するもの、テロリズム及び過激主義を喧伝するもの、民族憎悪・民族差別、暴力・わいせつポルノを喧伝するもの、並びに虚偽有害情報等、法律・行政法規が禁止するコンテンツを生成してはならない。

(二) アルゴリズムの設計、訓練データの選択、モデルの作成及び最適化、サービス提供等の過程において、有効な措置を講じ、民族、信条、国別、地域、性別、年齢、職業、健康等に係る差別の発生を防止する。

- (三) 知的財産権及び商業道徳を尊重し、商業秘密を保持するものとし、アルゴリズム、データ、プラットフォーム等の優位性を利用して、独占及び不正競争行為を実施してはならない。
- (四) 他人の適法な権益を尊重するものとし、他人の心身の健康に危害を及ぼしてはならず、他人の肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権及び個人情報権益を侵害してはならない。
- (五) サービス類型の特徴を踏まえて有効な措置を講じ、生成系人工知能サービスの透明性を引き上げ、生成コンテンツの正確性及び信頼性を高める。

第2章 技術の発展及びガバナンス

第5条 生成系人工知能技術の各業種・各分野におけるイノベーション応用、ポジティブかつ健全であって上を目指し善を求める良質のコンテンツを生成すること、応用シーンの最適化を模索すること、及び応用のエコシステムを構築することを奨励する。

業種組織、企業、教育及び科学研究機構、公共文化機構、関係専門機構等が生成系人工知能技術のイノベーション、データ資源構築、転化応用、リスク防御等の方面において協働することを支持する。

第6条 生成系人工知能のアルゴリズム、フレームワーク、チップ及び付帯ソフトウェアプラットフォーム等の基盤技術の自主イノベーション、国際交流・提携の平等互惠による展開、並びに生成系人工知能に関連する国際ルール作りへの参加を奨励する。

生成系人工知能インフラストラクチャ及び公共訓練データ資源プラットフォームの建設を推進する。計算能力資源の協同共有を促進し、計算能力資源の利用効果を引き上げる。公共データの分類別・等級別で秩序ある開放を推進し、高品質の公共訓練データ資源を拡張する。安全で信頼できるチップ、ソフトウェア、ツール、計算能力及びデータ資源の採用を奨励する。

第7条 生成系人工知能サービス提供者（以下「提供者」という。）は、事前学習、最適化学習等の訓練データ処理活動を法により展開し、次の各号に掲げる規定を遵守しなければならない。

- (一) 適法な出所を有するデータ及び基盤モデルを使用する。
- (二) 知的財産権に関わる場合には、他人が法により享有する知的財産権を侵害してはならない。
- (三) 個人情報に関わる場合には、個人の同意を取得し、又は法律・行政法規に定めるその他の事由に適合していなければならない。
- (四) 有効な措置を講じて訓練データの品質を高め、訓練データの真実性、正確性、客観性及び多様性を強める。
- (五) 「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」、「中華人民共和国データ安全法」、「中華人民共和国個人情報保護法」等の法律・行政法規のその他の関係規定及び関係主管部門の関連する監督管理要求

第8条 生成系人工知能技術の研究開発過程においてデータアノテーションを行う場合には、提供者は、本弁法の要求に適合する、明瞭で具体的かつ実行性のあるアノテーションルールを制定しなければならない、データアノテーション品質評価を展開してアノテ

ション内容の正確性をサンプリング検査しなければならず、アノテーション作業員に対して必要な教育を行って遵法意識を引き上げ、アノテーション作業員がアノテーション業務を規範的に展開するよう監督指導しなければならない。

第3章 サービス規範

第9条 提供者は、ネット情報コンテンツ生産者としての責任を法により引き受け、ネット情報安全義務を履行しなければならない。個人情報に関わる場合には、個人情報処理者としての責任を法により引き受け、個人情報保護義務を履行する。

提供者は、そのサービスに登録する生成系人工知能サービス使用者（以下「使用者」という。）とサービス合意を締結して、双方の権利義務を明確にしなければならない。

第10条 提供者は、そのサービスの適用者層、場面及び用途を明確にし、かつ、公開して、使用者が生成系人工知能技術を科学的・理性的に認識し、及び法により使用するように指導し、有効な措置を講じて、未成年者ユーザーが生成系人工知能サービスに過度に依存又は没頭することを防止しなければならない。

第11条 提供者は、使用者の入力情報及び使用記録について、法により保護義務を履行しなければならない。必要でない個人情報を収集してはならず、使用者の身元を識別することができる入力情報及び使用記録を不法に保存してはならず、使用者の入力情報及び使用記録を不法に他人へ提供してはならない。

提供者は、自身の個人情報を閲覧、複製、訂正、補足、削除すること等に関する個人の請求を法により遅滞なく受理及び処理しなければならない。

第12条 提供者は、「インターネット情報サービス深層合成管理規定」に従って、画像、動画等の生成コンテンツに対し表示を行わなければならない。

第13条 提供者は、そのサービス過程において、安全、安定的かつ持続的なサービスを提供し、ユーザーの正常な使用を保障しなければならない。

第14条 提供者は、違法コンテンツを発見した場合には、遅滞なく生成停止、伝送停止、消去等の対処措置を講じ、モデルの最適化学習等の措置を講じて改善を行い、かつ、関係主管部門に報告しなければならない。

提供者は、使用者が生成系人工知能サービスを利用して違法な活動に従事していることを発見した場合には、法及び約定により、警告表示、機能制限、当該使用者に対するサービス提供の一時停止又は終了等の対処措置を講じて、関係記録を保存し、かつ、関係主管部門に報告しなければならない。

第15条 提供者は、苦情申立及び通報の仕組みを確立して健全化し、苦情申立及び通報用の簡便な入口を設置し、処理フロー及び回答期限を公表して、遅滞なく公衆からの苦情申立・通報を受理及び処理し、かつ、処理結果を回答しなければならない。

第4章 監督検査及び法的責任

第16条 ネット情報、発展改革、教育、科学技術、工業及び情報化、公安、ラジオテレビ、新聞出版等の部門は、それぞれの職責に基づき、生成系人工知能サービスに対する管理を法により強化する。

国の関係主管部門は、生成系人工知能技術の特徴並びにその関係業種及び分野におけるサービス応用を対象として、イノベーション発展に適した科学的な監督管理方式を整備し、相応の分類別・等級別監督管理のルール又は指針を制定する。

第 17 条 世論属性又は社会動員能力を有する生成系人工知能サービスを提供する場合には、国の関係規定に従って安全評価を展開し、かつ、「インターネット情報サービスのアルゴリズム推薦管理規定」に従ってアルゴリズムに係る届出及び変更並びに抹消届出手続を履行しなければならない。

第 18 条 使用者は、生成系人工知能サービスが法律・行政法規及び本弁法の規定に適合しないことを発見した場合には、関係主管部門に苦情申立及び通報する権利を有する。

第 19 条 関係主管部門が職責により生成系人工知能サービスに対して監督検査を展開する場合には、提供者は、法によりこれに連携し、要求に従って、訓練データの出所、規模、類型、アノテーションルール、アルゴリズムのメカニズム等について説明をし、かつ、必要な技術、データ等のサポート及び協力をしなければならない。

生成系人工知能サービスの安全評価及び監督検査に関与する関連機構及び人員は、職責履行中に知り得た国家秘密、商業秘密、個人のプライバシー及び個人情報について、法により秘密保持しなければならない。漏洩又は不法に他人へ提供してはならない。

第 20 条 中華人民共和国国外を出所とした生成系人工知能サービスの国内向け提供で法律・行政法規及び本弁法の規定に適合しないものに対し、国家ネット情報部門は、技術的措置及びその他必要な措置を講じて対処をするよう関係機構に通知しなければならない。

第 21 条 提供者が本弁法の規定に違反した場合には、関係主管部門が「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」、「中華人民共和国データ安全法」、「中華人民共和国個人情報保護法」、「中華人民共和国科学技術進歩法」等の法律・行政法規の規定により処罰をする。法律・行政法規に定めのない場合には、関係主管部門が職責により警告又は批判通達をし、期間を限り是正するよう命ずる。拒絶して是正しない場合又は情状が重大である場合には、関連サービス提供の一時停止を命ずる。

治安管理に反する行為を構成する場合には法により治安管理处罰を与え、犯罪を構成する場合には法により刑事責任を追及する。

第 5 章 附則

第 22 条 本弁法において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (一) 生成系人工知能技術とは、テキスト、画像、音声、動画等のコンテンツ生成能力を有するモデル及び関連技術をいう。
- (二) 生成系人工知能サービス提供者とは、生成系人工知能技術を利用して生成系人工知能サービスを提供する（プログラマブル・インターフェースを提供する等の方式による生成系人工知能サービスの提供を含む。）組織・個人をいう。
- (三) 生成系人工知能サービス使用者とは、生成系人工知能サービスを使用してコンテンツを生成する組織・個人をいう。

第 23 条 生成系人工知能サービスを提供するには関連行政許可を取得しなければならない

旨が法律・行政法規に定められている場合には、提供者は、法により許可を取得しなければならない。

生成系人工知能サービスに外商投資する場合には、外商投資に関連する法律・行政法規の規定に適合していなければならない。

第24条 本弁法は、2023年8月15日から施行する。

(法令原文名称：生成式人工智能服务管理暂行办法)

シティユーワ法律事務所